

# 国立大学法人富山大学における出資に関する規則

令和8年1月27日制定

## 目次

第1章 出資に当たっての基本方針（第1条～第5条）

第2章 運営管理体制等（第6条～第11条）

附則

### 第1章 出資に当たっての基本方針

#### （出資の目的）

第1条 この規則は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第19条第1項の規定に基づき、認定を受けた特定研究成果活用支援事業計画に従って特定研究成果活用支援事業を実施する者（同法第20条第1項の変更の認定を受けた者を含む。以下「認定特定研究成果活用支援事業者」という。）に対する出資に関し必要な事項を定め、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の技術に関する研究成果を社会へ還元し、将来の教育研究の発展に資することを目的とする。

#### （出資の目標）

第2条 出資を行うことにより、本学の技術に関する研究成果の活用が促進され、社会実装されることを目標とする。

#### （出資の方法）

第3条 本学は、第1条に規定する出資の目的及び前条に規定する出資の目標を達成するため、認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資を行うものとする。

2 前項の出資に当たっては、本学に置く経営協議会及び役員会の議を経て学長が決定するものとする。

3 前項により出資を決定した場合、本学は、認定特定研究成果活用支援事業者と投資事業有限責任組合契約書を取り交わすものとする。

4 前項で取り交わす契約書では、組合員の責任、事業の損益の帰属、組合財産の分配等について定める。

#### （出資の財源）

第4条 前条に規定する出資の財源は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準（平成16年3月31日文部科学大臣決定）第1条第2号に掲げる事項を満たしているものとする。

#### （出資の範囲）

第5条 出資の範囲は、認定特定研究成果活用支援事業者である投資事業有限責任組合に対する出資を行うことにより取得する持分とする。

### 第2章 運用管理体制等

#### （資金の運用）

第6条 国立大学法人富山大学資金運用管理規則第10条に規定する資金運用責任者は、同規則第9条に規定する国立大学法人富山大学資金運用管理委員会（以下「委員会」という。）で諮った運用方針に基づき、出資に係る資金の運用を行う。

（運用報告）

第7条 資金運用責任者は、認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合においては、当該投資事業有限責任組合の運用の実績に関することについて半期ごとに運用報告を作成し、委員会に報告を行うものとする。

（運用の評価）

第8条 運用の評価については、委員会において中長期の観点に立脚し、定量評価及び認定特定研究成果活用支援事業者に関する組織、情報、運用内容等の定性評価を組み合わせ総合的に行うものとする。

（見直し）

第9条 本学が認定特定研究成果活用支援事業者に対し出資をした後、出資当初の想定とは異なる事態が生じた場合及びその他必要と認めた場合は、委員会の判断の下、当該出資に係る事項について見直しを行うものとする。

（倫理規則）

第10条 運用を担当する理事及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置については、国立大学法人富山大学役職員倫理規則を準用する。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、令和8年1月27日から施行する。